

「平成29年度 高知県農業農村整備事業計画審査会」 議事録

開催日時 : 平成29年11月28日(火)

開催場所 : 高知県民文化ホール 第6多目的室

審査委員 : (農業振興部委員)

- ・ 農業政策課長 池上 隆章
- ・ 農地・担い手対策課長 元木 要
- ・ 環境農業推進課長 青木 敏純(課長補佐) (代理出席)
- ・ 産地・流通支援課長 山下 俊二(チーフ) (代理出席)
- ・ 地域農業推進課長 有馬 弘一

(第三者委員)

- ・ 生産に関わる者(高知県青年農業士連絡協議会 会長) 岡林 裕人
- ・ 土地改良施設の管理に関わる者(高知市東部土地改良区 理事長) 大野 哲
- ・ 学識経験のある者(高知大学農林海洋科学部 准教授) 佐藤 泰一郎

1. 平成30年度新規地区

(1) 永野地区農地整備事業(中山間地域型)(県営)

【地区名】	永野
【市町村名】	香美市
【事業概要】	区画整理(19.9ha)
【事業費】	452,000千円
【負担割合】	(国)55% (県)30% (市)10% (地元)5%

[説明者: 農業基盤課(整備事業担当)]

【新規要望理由説明(事務局)】

- ・ 本地区は、地形勾配が約1/41ときつい。
- ・ 営農状況は、水稻を中心にネギ、ショウガなどの栽培が行われている。
- ・ 小区画で不整形な農地が多く、道路や水路も未整備であることから、水はけが悪い農地は借り手がなく遊休農地となっている。
- ・ また、農業就労者の高齢化が進行し、後継者不足のため担い手が育成されていない。
- ・ 本事業の導入は、農地の高度利用化を図るとともに法人に農地中間管理機構と連携して農地利用集積することで、遊休農地を解消するとともに高収益作物の規模拡大により地域農業の安定と発展を図るものとなっている。

(委員)

2法人が計画している16.2haは、どれくらいずつという目標があるのですか。

(事務局)

計画は、法人①が整地面積で2.3ha、法人②が整地面積で13.9haになり、合わせて16.2haになります。

(委員)

法人②はカットネギをメインにやっていくのですか。

(事務局)

今までは法人②につきましては、水稻の作業受託がほとんどでしたが、6次産業化の取り組みにも協力的な企業と提携できたこともありまして、その企業が販売・流通、それから営農支援までを中山間地域のモデル地区としてやっていこうという取り組みとしてこの地域でこれからカットネギを入れていこうとしております。

(委員)

2法人に対して農地を集積するという計画なんですか。

(事務局)

はい。

(委員)

ということは農作業受託はもうないということですか。

(事務局)

作業受託も残りますが、大体の農家さんにつきましては土地を貸していただくという計画です。

(委員)

法人②は自らが水稻を栽培するのですか、それとも受託するのですか。

(事務局)

法人②は、現在も水稻の受委託は受けてやっております。それは継続しながら、16.2haというのはこの地域内だけなんですけれども、他の地域からの水稻の受委託も受けながら、

さらにカットネギで収益性を上げて、今後新規就農者も入れていこうというような計画です。

(委員)

道路の幅が3 mと4 mになっていますが、それぞれの延長はどれくらいですか。

(事務局)

3 mと4 mの使い分けにつきましては、まず奥にも集落とか家も存在しており、農地がかたまっているところについては、農耕車のすれ違いとかを考慮して4 mの道にしております。末端の支線的なものについては3 mで計画しております、3 mの延長が371m、4 mの延長が1,501mで4 mがほとんどです。

(委員)

二つだけ教えてください。標準区画が2反であるということと、現況の畦畔が石積みなんすけど畦畔は石積みで戻すんですか。

(事務局)

畦畔は石積ではなく土羽になります。この地域につきましては、地形勾配が40分の1と非常にきつく、現況石積みを土羽にするということもありまして、なかなか一般的な平地のほ場整備のような3反の標準区画というのは厳しいです。ただ、3反区画で計画できる所は3反区画で計画しております。

(委員)

本地率はどれくらいですか。

(事務局)

本地率は水田で93%、畑で92%です。

(委員)

カットネギというのがよく分かってないのですが、カットネギというのはハウスで作るものなのでしょうか。それとも露地で作るのでしょうか。

(事務局)

カットネギはハウスで作っているところもあり、露地で作っているところもあります。それで、ハウスの場合は周年栽培していますが、露地の場合だと水稻の後で、裏作で作っているところもあります。

(委員)

施設の場合には、ある程度固定されるかと思うんですが、露地になるといわゆるローテーションの場所をを構えなくてよいのですか。1カ所をカットネギの畑という形にしてしまっていて、ずっとそのまま使い続けるのですか。

(事務局)

今のところローテーションまでは考えてはないんですけども、将来的にはそういうことが必要になろうかとは思っています。

(委員)

施設のようなものを考えた場合には、水というのは確保されてないといけませんが、水源というものをどのようにお考えになっているのですか。

(事務局)

水源は川からの取水がメインです。

(委員)

川からの取水は1年中安定して水量が確保できるのですか。

(事務局)

水が切れることはないです。

(委員)

シヨウガの費用対効果を出すのに、シヨウガの反収は何トンですか。それによって地下水を使ってるか使ってないかすぐ分かります。そもそも法人①は、灌水を上水でやっているのですか、ポンプアップでやっているのですか。もともと、打ち込みは想定していませんよね。

(事務局)

打ち込みは想定してないです。

(委員)

反収4トン以上は取ってないでしょう。それより多く取ってますか。6トンとか取っていたら、それは灌水があることが前提なので、ちょっと反収の設定がおかしいことになります。

(事務局)

4トン程度です。

(委員)

それなら大丈夫です。

(2) 米の川地区農地整備事業(経営体育成型) (県営)

【地区名】	米の川
【市町村名】	四万十町
【事業概要】	区画整理 (18.8ha)、用排水路工(1.0式[2.7ha])
【事業費】	410,000千円
【負担割合】	(国) 55% (県) 30% (町) 5% (地元) 10%

[説明者：農業基盤課 (調査計画担当)]

【新規要望理由説明 (事務局)】

- ・本地区は、地形勾配が1/107と中山間地域としては比較的緩やかである。
- ・営農状況は、水稻を中心にショウガ、ニラ、さといもなどの栽培が行われている。
- ・小区画で不整形な農地が多く、道路や水路も未整備であることから、水はけが悪い農地は借り手がなく遊休農地となっている。
- ・また、農業就労者の高齢化が進行し、後継者不足のため担い手が育成されていない。
- ・本事業の導入は、農地の高度利用化を図るとともに法人、担い手を育成し、農地中間管理機構と連携して農地利用集積することで、遊休農地を解消するとともに高収益作物の規模拡大により地域農業の安定と発展を図るものとなっている。

(委員)

費用対効果の総便益というのは、どういう考え方でどういう計算をしているんですか。細かい計算式というより、どういう要素が入っているのかということをお教えいただきたいのですが。

(事務局)

まず、総便益の額については、事業を実施した場合に想定されます農業関係の資産とか公共資産の被害の防止、また軽減される効果を算定するというので、事業をしなかったら作物の生産がこれぐらいになり、事業をした場合は、当然作物の生産額が伸びていきますのでその差が出てきます。それらを事業完了後40年間の累計を積み上げて、それを総便益としています。その中には、作物の生産効果とか、あと営農経費が削減される効果等を見込んでおります。

総費用というのが、事業費と事業完了後40年間におけます施設の維持管理費から、40年間経ったときに残ったその施設が持つ価値、それを引いたものから算定しています。総便益を総費用で割った値が費用対効果という考えです。

(委員)

分かりました。

(委員)

畑作のためには暗渠排水があった方が良くはないですか。

(事務局)

当地区は、見える限りでは特に湧水がないということ、地区の土壌は礫質ないしは砂質系であり地区を流れております四万十川の河床との高低差もあるということで地下水位は高くないと判断し、今のところは計画には入れてません。

ただ、当然工事中に湧水等がありましたら、それについては対処していきたいと考えています。

(委員)

法人はいくつですか。

(事務局)

法人は一つです。

(委員)

法人の9.3haという面積は、担い手農家の集積の80%から来てるんですか。法人の経営面積は、担い手の農地集積を80%にするために、9.3haにしているのか、それとも法人として9.3haを目指そうとしているのですか。

(事務局)

法人として経営していくための9.3haです。

(委員)

計画に農家住宅がありますけど、そこに入られる農家の方は、先ほどの計画で言ったら個別農家になるのですか。

(事務局)

違います。法人で雇用される方で、子育て世代の若いご家族を想定していまして、新規就農者家族を受け入れるという構想です。

(委員)

農閑期には、雇用しませんとかいうことはないですか。

(事務局)

それはないです。

(委員)

写真で見ると四万十川が急カーブしていて川が突き当たる場所なので、大雨が出た時に水害があるような場所ではないですか。

(事務局)

違います。

(委員)

過去にたびたび浸かっているということはないですか。

(事務局)

たびたび浸かるということはないです。

(委員)

分かりました。

(委員)

この東西に通っている川の南側のほ場の水源はどこですか。どうやって水を引くのですか。

(事務局)

東西に走っている川に頭首工がいくつかあり、川の南側のほ場については、上流の頭首工から水を引いています。

(委員)

井戸を設置しない所でショウガを作る場合には井戸水は使えないんですか。

(事務局)

現時点で、ショウガをメインに作るのは、この井戸を設置するブロックを計画しています。

(委員)

法人については、2戸の新規就農者を入れて、法人の主体的経営に携わる者3戸がこのショウガの規模で家族を養えるとは思えないんですけど大丈夫ですか。

(事務局)

法人の経営計画なんですけど、7戸の農家さんが土地を持ち寄って、雇用される新規就農2戸の農家さんの給料として払われるお金が800万円ぐらいになります。確かに収益としては1戸当たり400万円という金額になりますが、これは少し厳しめの計画になっています。

(委員)

法人の必要経費も考慮したうえで給料に反映されているということですか。

(事務局)

そうです。法人自体はそんなに儲けるということではないんですけど、地域の農業を守っていくためにこういった計画を立てております。

(委員)

分かりました。

(3) 北川地区農地中間管理機構関連農地整備事業（県営）

【地区名】	北川
【市町村名】	北川村
【事業概要】	区画整理（6.4ha）
【事業費】	200,000千円
【負担割合】	（国）62.5%（県）27.5%（村）10%

[説明者：農業基盤課（調査計画担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・本事業は、平成30年度に中山間地域の実情に合った事業として新しく創設された。
- ・「北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を制定し、ユズを基幹産業とした村の存続に向け取り組みを進めている。
- ・急峻で狭小な農地のため機械化が進んでいない。
- ・また、農業就労者の高齢化が進行し、後継者不足のため担い手が育成されていない。
- ・本事業の導入は、自走式機器の搬入が可能となることで作業軽減につながるとともに、農地中間管理機構と連携して担い手となる新規就農者に農地集積することでユズの安定した生産が可能となり地域農業の安定と発展を図るものとなっている。

（委員）

3工区の現況の作物がどうなっていて、計画はどうなっているのですか。

（事務局）

現況については、ほとんどがユズか耕作放棄です。

（委員）

計画は全部ユズですか。

（事務局）

ユズです。

（委員）

現況のユズについては移植するのか、それとも新植するのですか。

（事務局）

新植します。

(委員)

新植ということは、経営が成り立つまでには何年かかかるということですか。

(事務局)

はい。そのことについては、村の方で公社をつくって新規就農をされる方とかは公社に1回入ってもらって給付金のようなものをもらいながら、作付けや植樹などの技術を覚えていただくということを考えております。

(事務局〔北川村〕)

現業のほとんどはユズが植わっており、それから水稲もあります。北川村の状況を言いますと26年以上の樹園地というのが半分以上です。これは平成25年の調査なのでさらに古くなります。そこで今、問題なのが非常に生産量が減ってきて品質が悪くなっていることです。このため早期に若木に変えていかなければなりません。先ほど説明があったように生産条件が悪いため、受け手がないというのが大きな課題であり、基盤整備をして優良農地をつくったうえで新規就農とか既存の農家、実は北川村のユズ農家は平均すると40aぐらいの耕作面積の兼業農家ばかりであり、専業農家は現在10人足らずだと思えます。ユズを基幹産業としていきたいということで、1haを目標に取り組んでいるところです。

一つ目の担い手対策としては、現在290名のユズ部会を考えています。このうち60歳未満が50人、それから40a以上の経営規模をもっている方が60人います。この方々に兼業しながらユズ苗を植えてもらって、5年後に生産をやってもらえれば、1ha規模の専業農家になるのではないかとというのが第1の担い手対策です。

それから二つ目としまして、就農団地として村が農地を構えて就農してもらおうという形を今は考えています。いわゆる人口が少ない中で外から人に来てもらうというのが第2の担い手対策です。

それから第3の担い手対策として、村には現在7ha規模の法人があるのですが、5人ぐらいを雇用して、収穫時期も30人ぐらいを雇用しています。この法人の規模拡大もしていきたいということで、今、説明しました各工区について、この三つの担い手対策によって担い手を確保し、80%以上の集積をしてユズの生産農家をつくっていきたいというのが村の考え方です。

(委員)

二又工区なんです、勾配がきついということで農道も勾配があると思いますが、農道部分を水が流れることについての排水対策はしないのですか。

(事務局)

今、計画をつくっているところですが、道の横には水路、道路側溝も兼ね備えた排水対策を行います。

(委員)

暗渠排水はあるのですか。

(事務局)

暗渠排水は考えておりません。湧水対策としては山からの湧水が見られた場合には対策を考えることはあります。

(委員)

大丈夫ですか。

(事務局)

この島工区につきましてはすでにユズが植わっておりますが、昔は優良な品質のユズを取っていたようで、そのようなことから新たに植え直したとしても、そんなに排水が問題になるとは思っておりません。

(委員)

排水の話について、みなさん排水というものを、その表面を流れる水なのか、土壌中の過剰な水分を抜くのか、そこを明確にちょっと説明していただかないと、混乱されているんじゃないかと思うんですけど。

(事務局)

少し補足させてもらいますけれども、今、おっしゃられたとおりでございまして、先ほどの四万十町の米の川の時にもそのような話がありました。そこのことについての暗渠排水はということに対しまして、事務局からの答弁としては、いわゆる土壌の状況として砂礫等で一定の浸透性があります。いわゆる粘土であるとかそうしたのではなくて、一定の排水性はあるということです。加えて言いますと、ほ場整備をすれば現在の排水路がより深いものになりますので、一定の地下水ははけやすい状況になります。今回、いわゆる基本的な区画整理をやりますので排水路を下げることで土壌中の水は一定の排除効果はあるだろうと考えています。

しかしながら、当地区については、その土壌の状況というものをまだ把握できておらず、現在、計画中ということでございまして、本日いただいた意見をしっかりと踏まえまして、必要でありましたら暗渠排水についても計画していきたいと思っております。

(委員)

新植の場合、苗の生産体制というのは公社が引き受けられるんですか。

(事務局)

現在、農協と話をして苗木についてはご存知かもしれませんが、苗木屋さんと直接交渉して、生産はもう来年から準備しないと間に合いませんので、村で苗木代の補助金を出して約1万本ぐらいは準備したいと考えています。

(委員)

作業道の整備について、今考えておられるのがスピードスプレーヤーの幅を基に考えていますが、それで十分ですか。

作業性を考えた場合に一般的に軽トラが入れるぐらいの幅員が必要ではないですか。

(事務局)

最低限これだけの作業道がほしいということで計画を入れています。ただ、作業効率と植樹の面積等も兼ねて今の計画を立てております。スピードスプレーヤーの一番小さいもので90cmぐらいの幅が必要で1mという計画にしていますが、軽トラが入るようにしたいと言う方もおいでますし、軽トラは入らないので少しでも木を植えたいという方もおいでと思いますので、その辺は今、調整中しているところです。

(委員)

今、話の中で出てきましたが、スプレーヤーのタイヤ幅90cmで決めたというのは傾斜地ですから、非常に危険ではないかと思います。これは私もスプレーヤーを所有しておりますが、タイヤが見えませんが非常に危険な状況になります。その辺のところはもう少し考えた方がよいと思います。軽トラを通す通さないということではなく、スプレーヤー使うだけでもあと20cmは広げたほうがよいのではないかと思います。

(事務局)

90cmのスプレーヤーは乗っていくタイプではなくて、押していくタイプを考えています。

(4) 奈路地区農村地域防災減災事業（県営）

【地区名】	奈路
【市町村名】	四万十町
【事業概要】	ため池耐震化整備（1池）
【事業費】	263,000千円
【負担割合】	（国）55%（県）35%（町）10%（地元）5%

[説明者：農業基盤課（防災担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・ 奈路1号池は、十分な耐震性を有していないことが判明しており、ため池が万が一決壊した場合には、農業用施設のみならず人家や県道等の公共施設にも被害を及ぼすことが予想されている。
- ・ 本地区では水稻を中心とした栽培が行われている。
- ・ 県下における万が一決壊すれば下流の人家や公共施設等に被害を及ぼす恐れがあるとされる「防災上特に重要なため池」121池について、優先的に耐震検証を行っている。
- ・ 四万十町では「防災上特に重要なため池」に10池が該当し、そのうちのひとつが本池である。
- ・ 本事業は、ため池の耐震補強対策の実施により、地震時の決壊を防止することで、ため池下流の集落や県道等の公共施設を決壊被害から守るとともに、地域農業の持続的発展を図るものとなっている。

(5) 大峯池地区農村地域防災減災事業（県営）

【地区名】	大峯池
【市町村名】	土佐清水市
【事業概要】	ため池耐震化整備（1池）
【事業費】	334,000千円
【負担割合】	（国）55%（県）35%（市）10%

[説明者：農業基盤課（防災担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・ 大峯池は、十分な耐震性を有していないことが判明しており、ため池が万が一決壊した場合には、農業用施設のみならず人家や林道等の公共施設にも被害を及ぼすことが予想されている。
- ・ 本地区では水稻を中心とした栽培が行われている。
- ・ 県下における万が一決壊すれば下流の人家や公共施設等に被害を及ぼす恐れがあるとされる「防災上特に重要なため池」121池について、優先的に耐震検証を行っている。

- ・土佐清水市では「防災上特に重要なため池」に4池が該当し、そのうちのひとつが本池である。
- ・本事業は、ため池の耐震補強対策の実施により、地震時の決壊を防止することで、ため池下流の集落や県道等の公共施設を決壊被害から守るとともに、地域農業の持続的発展を図るものとなっている。

(委員)

1点だけ教えてください。多分、整備水準の問題かもしれないんですけど、大峯池は堤高15m以上だからレベル2（震度7クラス）で対応。ただ一方で奈路1号は15m以下だからレベル1（震度5強相当）に対応する対策。レベル2には対応していないということなんですよ。ただ現況の堤高が14.93mで、ちょっと教えてもらいたいのが計画の堤高が13.6mになっていますが、これは堤高が下がるということですか。

(事務局)

設計基準というものがございまして、堤高15m以上がいわゆるレベル2の対応をしましょうということで、一定決まっておりますので15m以上はレベル2に対応した整備をしております。それから、それ以下のものについてはレベル1についての整備をしていくということが一定決まっております。

ただ、県内の想定では巨大地震が起こった際には、震度6強相当のものが発生するということになっておりますので、高知県の方針としましては、レベル2に対応していきたいという思いがあります。今まで検証していく中で分かっているんですが、レベル1対応をすれば、一定レベル2にも耐えられるという検証結果が出ていますので、それを再度、確認したうえで整備をしていきたいと考えております。

なお、堤高の考え方がありまして、設計基準の考え方而言えば、基岩の位置から堤の上までの高さを堤高としています。それが15mなのかそうでないのかということで判定をしております。奈路の方は13.6mで15m以下ということですよ。

(委員)

奈路の計画の堤高は現況の堤高から数字が下がるという話なのですよ。

(事務局)

それは堤高というもののとり方が国の基準の中でルールが決まっております、さきほど説明したように、当池は前刃金という形で遮水ゾーンを入れているパターンなんですけど、もう一つ均一型というパターンのため池があります。その均一型というため池と遮水ゾーンを用いたため池とでは堤高のとり方が違います。現況はこの遮水ゾーンがなくて均一型の堤高になるので、それは堤頂幅の前の肩を真っ直ぐおろしたところの基盤からの高さになっているんです。それが遮水ゾーンになると、トレンチと言うんですけど、この凹んで

いる部分から堤頂までの高さを堤高と呼ぶように国の指針上では設定されていますので、計画で遮水ゾーンを入れることによって高さが変わってくるということです。

(事務局)

基本的な説明は今のとおりなんですけど、いわゆるレベル2、巨大地震に対する考え方について、先ほどの事務局からの説明を補足いたしますと、高知県はレベル2相当に対応できるため池改修を進めていかなければならないという基本的な考え方がございます。

そうした中で、今いわゆる国の考え方では15m以上というのはいわゆるダムと呼ばれるものになります。一方、15m未満についてはため池ということで、整備水準の基本的な思想が少し異なっています。

その中で一番大きな異なり方は何かというと、レベル2の対応をしていくにあたって、15m以上は必ずしも全部やらなければならないということではないんですけども、ただ高知県としては基本的にレベル2を目指すんだということで、15m以上については国のダムの指針に沿ってやっています。その際のダムの指針におけるレベル2の検証手法として複雑な数値解析をしなければなりません。そのためには相当の経費と時間を要することになりますが、我々はそれを目指すということになります。

一方で15m未満のものについても、同じようにやれるかということ、今の国の要件ではそこまでやる必要がないことになっています。ただ、我々はそれでもレベル2を目指すんだと言ったときに、先ほど言いました複雑な数値解析をしなくても、一定のモデル化をした方法というものが今、打ち出されております。その方法をもって検証することで、一定のレベル2を確保できるといったことも分かってきましたので、我々は基本的には15m未満についても、レベル2相当の対応ができるため池整備を進めていくというのが基本的な考えです。ただ、若干そこで違うのは、いわゆる数値解析の方法が異なります。簡潔に言うと、複雑で高度な解析をやるのが15m以上、簡便的な検証をやるのが15m未満になります。いずれもレベル2に対する耐震化を進めていくとご理解していただければと思います。

(委員)

安全性も大事なところなので、目指すところは共に同じだという理解でよろしいですね。

(委員)

両方に共通して言えることですが、ため池の場合には耐震性が有るか無いか、耐震性が無いとなった場合には、耐震補強を実施するか、ため池をやめてしまって川から取水する方法とか、井戸を掘って取水する方法等があると思いますが、資料上は、評価シートの中に、他の整備手法というのを検討されておまして、例えば今、私が申し上げたような河川からは困難ですよとか、井戸は用水量不足が予想されるということで不採用として簡単に資料上整理されているんですけども、この計画をこの方法でやるのが妥当であるという

ことを審査するのがこの審査会の役割であるのであれば、ここをもう少しご説明いただけたらありがたいです。

このとおりだと思うんですけど、例えば最初の奈路については、図面を見る限りでは川が近くにあるようにも見えますので、ため池を最初に整備して70年とか100年前には、このため池の手法しかなかったのかもしれませんが、70年、100年経って、本当にほかの手法がないのか。こういうふうに検証したけど、その整備手法よりもこのため池に2億円、3億円かける方が経済的な手法ですよというところをもうちょっと掘り下げて説明いただけたら、なるほどと納得できると思います。もう少し説明を聞きたかったなと思いますので、次回から検討してください。

(事務局)

分かりました。簡単に書けばこのようになりますが、貯水量がかなりあって必要な用水量というのが決まっていますので、河川からの取水というのは高低差の問題もあり、なかなか厳しいです。

(委員)

例えば図面で、河川までの距離が例えば1キロありますとか、高低差が25mあるので相当ポンプアップしなければならないとかいうような検討をした結果、不採用になりますというようにもう少し掘り下げた説明していただけたらと思います。

(事務局)

非常に貴重なご意見だと思います。ため池は、農業サイドとしては非常に大切な要素ですが、一方で農業者以外の方々からしてみれば、一定は危険な施設にもなり得るものがございます。したがって、ため池がない、ため池が要らないというような状況が安全性を確保するうえでは一番良い方法だと思います。そのことについて、具体的な検討内容を次回からは必ずお示しするようにしたいと思います。

一方で、高知県はため池が全国から比べると非常に少ない県でもあります。その背景は何かと言いますと、河川、小河川も含めて水というのは一定の確保ができます。逆に言えば、確保できないところでため池をつくっています。したがって、ため池があるということは、地域条件としてなかなか河川水を取水できないという状況もあるということが考えられますけれども、ただそれを具体的なものとしてご説明するというのは当然、大事なことでと思います。

(議長)

これで本日の審査は終わりになりますが、これまでの審査を通じてご意見はございましたか。

(委員)

新規の方々が就農する、そういう環境をつくっていくためには基盤整備はなくてはならないと思いますので、引き続き整備を進めていっていただきたいと思います。その中で法人が育っていけば新規就農も増えますし、そうした観点で、まずは県下の農業の一番の基礎となる部分をしっかりやっていただくことが非常に重要だと思いますので、よろしくお願いいたします。

(委員)

完成まで何年間か要しますので、その間に営農計画をより具体的にさせていただくとか、始まってからスムーズに事が運ぶように、できるだけ具体的な計画を地元の方と協議して進めていただければと思います。

(委員)

米の川のは場整備、あるいは永野のは場整備にしても、そこで営農をする作物を計画時に当然検討されるわけですが、例えば米の川には井戸の計画というのがきちんとありますけれど永野にはなかった。ハウス栽培をするのに基本的に井戸がないと安定収量っていうのはなかなか確保しにくいと思います。そういったところの検討をきちんとしておかないと、こういったものを作りたいが井戸がないから収益性が高いものが作れないということにならないように詰めていただければと思います。

(委員)

私から1点だけお願いがあるんですが、前半でやりましたは場整備事業につきましては、その地区の主な経営体として法人を考えられていますので、雇用を生み出す法人をつくり出すためには、やはり水稻から園芸品目への転換といったものが必ず必要になってきます。ぜひ工事中に暗渠排水を入れた方がよいと判断したなら、できた後で暗渠排水を入れるよりかは工事中に入れた方が費用の面からかからないと思いますので、工事の際にはその辺りの配慮をしていただきたいと思います。

(委員)

一つの産業としてカットネギという産業ができる中で、こういう整備事業がプラスされることによって、今いる人に加えて他から入ってくれる人たちも、ここで暮らして同じようにネギを作っていきたいと思えるような整備事業を増やしていただければ、農業をしたいという人が増えるのではないかと思います。

(委員)

これからはなかなか県の予算も厳しいところがあって、基盤整備にかけられるお金がこれから右肩上がりに伸びるということはないと思うんです。もしかするとハード的な事業費も今後は削られて行く可能性もありますので、その限られた予算の中で、少しでも効果があがる場所について優先的に順序付けさせていただいて、ここはこういうところで優先順位が高いんだよということを県民の方が納得できるように、県民の方に向けても丁寧な説明をしていただければと思います。

(議長)

どうもありがとうございました。それぞれの皆さんのご意見をいただきましたが、農業基盤課だけでは、事業をやりましたで終わってしまうので、それが最終的に高知県に反映される、生産者だけではなくて消費者にもそれが還元できるような、そういったストーリーが必要なんだろうと思います。

それと少し専門的な立場から申し上げますと、事業計画を作るときに暗渠を入れたり、それから畑地転換をした場合に、深さ方向の検討ということをもう少ししっかりとしておかないと、表面はよくてもいざ使うというときに水が抜けないということも出てきます。そういったことも考えていく必要があると思います。